

## 寄附採納申出書等記載要領

津市建設部

寄附採納事前協議申出書または寄附採納願（以下「申出書等」という。）の記入や添付書面は、以下の事項に注意して作成してください。

### 1 申出書等提出の前に

- (1) 基準及び要件に全て適していることを確認してください。
- (2) 共有地の場合は、共有者全員で申出を行うこととなります。なお、共有者の代表者が申出を行う場合は、代表者以外の共有者全員の委任状（第3号様式）を印鑑証明書添付のうえ提出して下さい。ただし、事前協議時に限り、自署又は記名押印（認印可）での提出を可とします。
- (3) 占用物件が存在する場合、各占用者の同意及び寄附採納後の占用申請が必要となります。申出者において、事前に調整をしてください。
- (4) 寄附採納の手続きについて、事前協議では技術的審査（受納後の維持管理に問題が生じないか）を行います。そのため、事前協議結果の通知時点では用地取得についての審査は完了していません。寄附採納願提出後に用地取得に係る審査を行いますので、その審査結果をもって本市の決定となります。

### 2 印鑑証明書

印鑑証明書は、その添付が必要とされる他の書類の印鑑証明書に援用できるものとしします。

### 3 申出書等

申出者又は法定代理人もしくは代理人は、申出書等に記名押印し、委任による代理人を除き、この印に関する印鑑証明書を添付して下さい。ただし、事前協議時に限り、自署又は記名押印（認印可）での提出を可とします。

### 4 委任状

代理人によって申出を行う場合は、委任状（第3号様式）に委任者が記名押印し、この印に関する印鑑証明書を添付して下さい。ただし、事前協議時に限り、自署又は記名押印（認印可）での提出を可とします。

### 5 法定代理人であることを証する書面

土地の所有者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）であるため、法定代理人（親権者、成年後見人、保佐人及び補助人）

が申出を行う場合は、戸籍謄本等法定代理人であることを証明する書面を添付して下さい。(原本還付請求可)

#### 6 定款、その他法人の規則等

土地の所有者が法人の場合で、申出者が代表者以外の場合は、専決権を有する旨の証明書を申出書等に添付して下さい。

#### 7 その他権限を証する書面

申出者の権利関係が複雑な場合は、申出者としての当事者能力を有することを確認できる書面を提出して下さい。(原本還付請求可)

(例) 破産管財人選任証書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等

#### 8 位置図

縮尺2500分の1程度のもので、周辺の公共施設が記載されたものとして下さい。ただし、周辺に公共施設が無い場合、縮尺を変えて公共施設が記載される程度のものを追加してください。また、寄附の部分を赤色で着色して下さい。

#### 9 公図又は14条地図

法務局交付に係る公図又は14条地図(原本還付請求可)を申出書等に添付して下さい。

#### 10 申出地の登記事項証明書

申出地について、登記事項証明書を添付して下さい。

#### 11 申出地の地積測量図等

申出地の地積測量図または境界確認協議書がある場合は当該図面の写しを提出して下さい。

#### 12 現況平面図

申出地及び周辺地の幅員や延長等を記載し、申出地と周辺地との位置関係が分かる図面を作成し、提出して下さい。

#### 13 現況写真

申出地について、複数方向から全体が分かるように撮影したものを提出して下さい。

#### 14 境界杭等の写真

14条地図や公図等および地積測量図と現地が整合していることがわかるように設置された境界杭等の写真を提出して下さい。

#### 15 書類の訂正方法

訂正箇所には二重線を引きその上に正しい文言を書き、その隣にフルネームで署名して下さい。訂正印で訂正したい場合は、訂正箇所には二重線を引き訂正印を押印し、その上に正しい文言を書いて下さい。その際、申請者欄にも訂正印に使用した印を押印して下さい。

#### 1.6 代筆

病気や怪我等で文字が書けない場合には、代筆しても構いません。代筆した場合には、余白部分に代筆しなければならない理由を記載して下さい。また受任者（代筆した者）の身分証明書の写しを提出して下さい。

##### 【代筆理由の例】

本人〇〇〇〇は、〇〇のため文字が書けないため、代理人〇〇〇〇が代筆し、委任する本人に了解を得ました。

#### 1.7 その他

次の事項に該当する場合は、協議終了として取扱います。協議終了となった案件の再協議を希望する場合、その進展に関わらず、事前協議申出から行ってください。

##### (1) 申出の取下げがあった場合

申出者が、自己都合により申出を取下げの場合は、所定の様式を提出して下さい。

##### (2) 申出書等の受理後、申出者が寄附申出資格を喪失した場合

##### (3) 市長から必要な資料を求められ、3箇月を経過しても提出が無い場合

##### (4) 要領第6（事前協議結果の通知）第1項において市長から受納不可と通知された場合で、申出者が期限内に再協議の申出を行わなかった場合

##### (5) 要領第8（適否の通知）において、市長から条件付きで受納決定が通知されたが、申出者が期限内に定められた書面の提出を行わなかった、もしくは履行不足があり、市長が要領第8による決定を取り消した場合